

これって、
どんな税?!

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用したときにかかる税金です。

納める人

ゴルフ場を利用した人

納める額

ゴルフ場の等級	税額(1人1日につき)	ゴルフ場の等級	税額(1人1日につき)
1 級	1,200円	5 級	650円
2 級	1,100円	6 級	500円
3 級	950円	7 級	400円
4 級	800円	8 級	300円

(注)

- 1 ゴルフ場とは、ホール数が18ホール以上でホールの平均距離が100m以上の施設(施設の総面積が10万㎡未満のものを除く。)及びホール数が9ホール以上18ホール未満で、ホールの平均距離が150m以上の施設です。
- 2 ゴルフ場の等級は、ゴルフ場のホール数、利用料金などを基準として、県が定めます。

※非課税及び税率の特例について

- 次の場合には、非課税となります。
 - 1 18歳未満の者、70歳以上の者、障がい者の利用
 - 2 国民スポーツ大会及びその最終予選会に参加する選手の利用(公式練習を含む。)
 - 3 学生等による教育活動のための利用
 - 4 国際競技大会に参加する選手の利用
- 次の場合には、税額が2分の1に軽減されます。
 - 1 65歳以上70歳未満の者の利用
 - 2 ねんりんピック等に参加する選手の利用
 - 3 国民スポーツ大会に準ずる競技会等に参加する選手の利用
 - 4 早朝・薄暮の利用(利用料金が2分の1以上軽減されているゴルフ場)



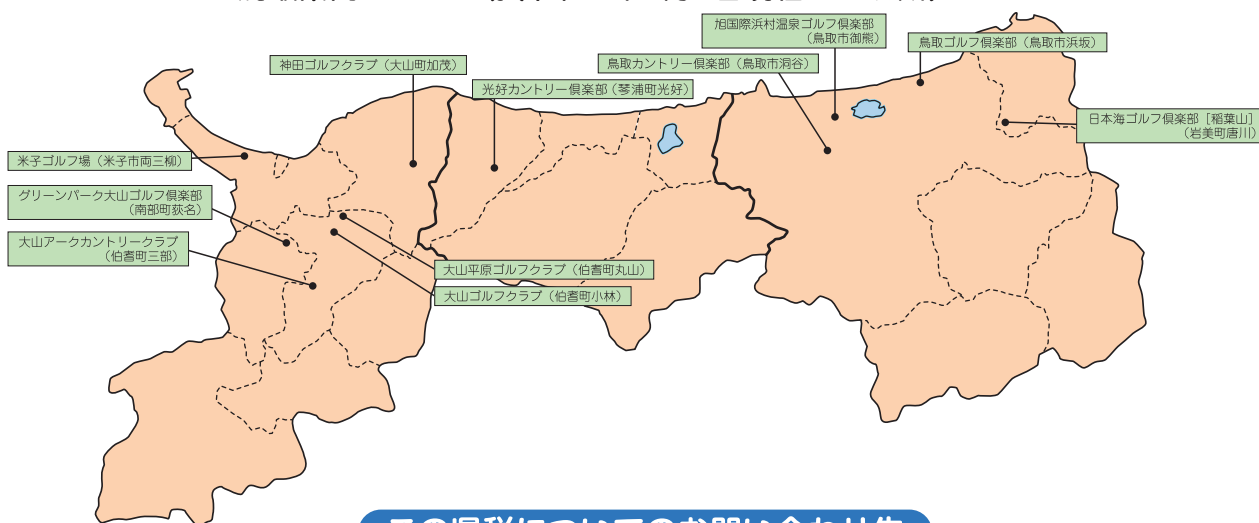
申告と納税

施設の経営者が、利用した人から利用料金といっしょに税金を受けとり、毎月分を翌月15日までに申告し、納めることになっています。

市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の70%は、そのゴルフ場の所在する市町村に交付されます。(複数の市町村に係る場合は面積の割合であん分)

鳥取県内のゴルフ場(令和7年4月1日現在 11ヵ所)



この県税についてのお問い合わせ先

この県税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、西部県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	F A X 番 号	所 在 地
鳥取県西部県税事務所	事業税・間税担当	(0859)31-9627	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂町一丁目1 (米子市役所内2階)
鳥 取 県 庁 税 務 課	課 税 担 当	(0857)26-7053	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220